



糸保第 260 号
令和 2 年 8 月 26 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請「終了」について

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和 2 年 7 月 31 日付糸保第 212 号「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について」文書にて、保護者の皆様への登園自粛要請を行っておりますが、沖縄県緊急事態宣言が令和 2 年 8 月 29 日までの予定ということ踏まえ、令和 2 年 8 月 29 日に緊急事態宣言が解除等され、沖縄県の警戒レベル（宣言とは別に沖縄県が定めています。現在は第 4 段階）が第 2 段階以下となったときは同日をもって登園自粛要請を終了し、翌日以降の登園日は通常登園としますのでお知らせいたします。

本市は宣言と合わせ警戒レベルを登園自粛の解除・継続の指標としております。つきましては沖縄県の警戒レベルの動向についても確認をお願いします。なお、緊急事態宣言が継続される場合は登園自粛要請を継続いたします。

○登園自粛要請の継続・解除について

沖縄県緊急事態宣言	沖縄県警戒レベル	市の登園自粛要請
解除または警報等に変更	第 2 段階以下	要請解除
〃	第 3 段階以上	要請継続
緊急事態宣言継続	-	要請継続

○登園自粛期間中に登園を自粛した場合の保育料の減免について

認可園においては、登園自粛期間中の間に登園を自粛した日について、日割相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続は不要ですが、還付口座や還付方法について書類提出をしていただく場合があります。

また認可外保育園においては、園が保護者に対して保育料の減免をした場合は園に対して助成を行います。保護者と市との間で手続きはありません。

※登園自粛期間以外に登園を自粛しても保育料の減免等はありません。

○保育の必要性が「求職活動」である方の就労開始期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ期限を以下の通り延長します。特別な手続きは不要です。

延長期限：令和 2 年 10 月 1 日

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL：098-840-8131